

# 職員の懲戒処分について

安平町総務課

安平町は、令和8年5月11日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等に関する規則第17条の規定に基づき公表いたします。

## 記

### 1. 被処分者

教育委員会事務局 次長 (54歳 男性)

### 2. 処分内容

停職 (2月)

### 3. 処分理由

令和8年4月12日に執行された安平町議会議員選挙において、被処分者自身のSNS (LINE) アカウントを通じ、特定の立候補者について反対し、又は特定の立候補者について紹介若しくは投票を依頼する文面を知人に対して個別送信した行為は、地方公務員法第36条第2項第1号 (政治的行為の制限) の規定及び第33条 (信用失墜行為の禁止) の規定に抵触することから、同法第29条第1項第1号 (法令違反) 及び第3号 (信用失墜行為) の規定に基づき、懲戒処分を行ったもの。

### 4. 処分年月日

令和8年5月11日

## 町民の皆様へ【お詫び】

本町の職員が、令和8年4月12日に執行された安平町議会議員選挙において、当該職員自身のSNS（LINE）アカウントを通じ、特定の立候補者について反対し、又は特定の立候補者について紹介若しくは投票を依頼する文面を知人に対して個別送信を行った事実が判明しました。

町では、その事実を知った後、当該職員等へ事実確認を行うとともに、町長の諮問に基づく懲罰審査委員会において処分の要否について調査及び審議を行いました。その結果、当該職員が行った行為は、公務員の政治的行為を制限する地方公務員法第36条第2項の規定や町民の皆様から疑惑や不信を招く行為を禁じた同法第33条の規定への抵触のみならず、全体の奉仕者たる公務員の自覚に欠けた行為であることから、その重大性を考慮し、今回の処分を決定したものです。

今回の公務員倫理の欠如に起因する事案が起きてしまったことにつきましては、誠に遺憾であり、町民の皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、今回の事案を受け、職員倫理の一層の徹底に努め、各職員が全体の奉仕者であることを自覚し、厳正な規律のもと公平・公正な職務の遂行を行い、町民の皆様のご信頼を回復するよう努力してまいります。

令和8年5月11日

安平町長 及 川 秀一郎